

届 出 事 項

横浜市総合保健医療センター診療所は、以下の指定を受けています。

- 保健医療機関
- 労災保険指定医療機関
- 生活保護法による医療扶助担当機関

以下の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

■ 基本診療料の施設基準

- 有床診療所入院基本料
当診療所には、看護職員が7名以上勤務しています。
- 後発医薬品使用体制加算3

■ 特掲診療料の施設基準

- こころの連携指導料（Ⅱ）
- 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- 画像診断管理加算1
- CT撮影及びMRI撮影
- 精神科ショート・ケア「大規模なもの」
- 精神科デイ・ケア「大規模なもの」

■ 入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準

- 入院時食事療養（Ⅰ）

横浜市総合保健医療センター センター長